

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	別所町 (正法寺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月8日、令和6年10月25日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農家戸数は9戸で、内8戸が酒米「山田錦」を中心とした水稻経営を個別完結型で行っている。意向調査回答者20名の内、15名(75%)が65歳以上と高齢化が進んでいる。また、7名(35%)が離農の意向を示しており、今後の営農に影響を及ぼす可能性がある。

地区内の農地を耕作する認定農業者(法人)が存在する。

近年、農家の高齢化によって、遊休農地が見られており、今後の地域農業のあり方や将来の農地利用について検討が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山田錦やキヌヒカリなど水稻を主要作物としつつ、現在の耕作地の継続的な維持を図る。

今後、離農や規模縮小する農家が発生した場合は、基本的には隣接農業者へ耕作を打診していくことをルール化し、地域全体での耕作放棄地が発生しないよう管理を進める。

また地区内を耕作する認定農業者(法人)や規模拡大志向農家の協力を得ながら、地区の農地の維持管理を行う。

担い手不足や農業機械代の高騰に対応した集落農業の新たな仕組みとして、集落営農組織の立ち上げを検討する。

加えて、地区内の若手後継者に対し、機械作業に慣れてもらいながら将来の担い手として育成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.65 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.13 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農、規模縮小が生じた場合、認定農業者や隣接農業者を中心に集積、集約化を図り、農業委員等と調整し農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
個別で管理できなくなった場合は、農地バンクに貸し付け、段階的に集約化する。その際、農業委員等と調整し、所有者の貸し付け意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は完了しており、大区画化等の事業の計画はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、三木市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、引き続き農業協同組合への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策として、電気柵を設置し、農会を中心に地域全体で維持管理を行う。
 ⑦多面的機能支払交付金制度等の事業も活用しつつ集落全体での共同作業を継続し、農地のみならず、水路や農道、ため池などの地域資源を適切に保全管理していく。